

政策体系	政策No.	2	政策名	自然にやさしいまちづくり			施策主管課	市民活動推進課		
	施策No.	2	施策名	生活環境の向上	重点施策		施策主管課長名	中馬 吉和		
施策関係課名	地域政策課、環境衛生課、農林水産政策課									
<b>1 基本計画期間(平成25年度～平成29年度)における施策の方針</b> 環境教育・環境学習を推進し、生活環境に関する市民意識の向上を図り、地域の問題を住民自らが解決できるような社会の確立と支援に引き続き取り組む。										
<b>2 施策の目的と成果把握</b>										
① 対象 (この施策は、誰、何を対象としているのか)		市民								
② 対象指標 (対象の大きさを表す指標)		単位	区分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
A	人口	人	見込み値	129,098	129,328	129,558	129,788	129,897	130,000	
			実績値	127,475	127,283	126,773	126,962	125,447		
B			見込み値							
			実績値							
C			見込み値							
			実績値							
③ 意図 (この施策によって対象をどう変えるのか)		生活環境を向上させる ※「生活環境」とは 「人の生活に関係のある環境をいい、人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接 ◎目標達成(105%以上) ○目標をほぼ達成(95%～105%未満) △目標を未達成(95%未満)								
④ 成果指標 (意図の達成度を表す指標)		単位	区分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
A	生活環境が向上していると感じる市民の割合	%	成り行き値	28.0	36.7	36.7	36.7	36.7	36.7	
			目標値	30.0	40.0	42.0	44.0	46.0	48.0	
			実績値	38.1	36.0	36.1	33.5	33.3		
			達成率	127%	90%	86%	76%	72%		
			結果	◎	△	△	△	△		
B	美化活動に参加した市民の割合	%	成り行き値	65.4	64.6	64.6	64.6	64.6	64.6	
			目標値	70.0	71.0	72.0	73.0	74.0	75.0	
			実績値	68.9	66.7	66.4	67.4	68.2		
			達成率	98%	94%	92%	92%	92%		
			結果	○	△	△	△	△		
⑤ 成果指標の測定方法 (実際にどのように実績を把握するか)				⑥ 平成29年度の目標値設定の考え方						
A 生活環境が向上していると感じる市民の割合 ※総合計画進行管理に係る市民意識調査 B 美化活動に参加した市民の割合 ※総合計画進行管理に係る市民意識調査				A 「生活環境が向上していると感じる市民の割合」については、市民意識調査(平成23年度)によると36.2%となっているが、この4年間で約8ポイント成果が向上している。アダプト(里親)制度をはじめ、市民や市民団体等との協働による取組を更に充実することにより、これまで並みの成果向上を目指し、48%を目標値とする。 B 「美化活動に参加した市民の割合」については、近年の市民意識調査によると約65%で推移している。今後は、市民などによる美化活動を普及・支援する制度の充実により、「霧島市環境基本計画」に定める75%を目標値とする。						

**3 基本計画期間で解決すべき施策の課題(総合計画書より)**

- 環境教育・環境学習を推進することによって、生活環境に関する市民意識の向上を図り、地域の問題を住民自らが解決し、地域の個性を發揮できるような地域社会の確立を促すとともに、法の規制がないものについては、条例の整備(地方自治体の事務に属する事柄に限る。)や広報による問題提起・啓発活動等を行う必要がある。
- 広報誌やホームページなどで各団体等の環境美化の取組を積極的に紹介するとともに、それぞれの取組をより効果的かつ継続して行うことができるような体制を充実させながら、市民の環境に関する意識を高めるための啓発活動を行う必要がある。
- 地域美化活動の推進に当たり、本市独自の統一のアダプト(里親)制度を確立させて河川、道路、公園等の景観保全に努める必要がある。
- 少子高齢化や過疎化の進行により、美化活動に支障が生じている地域の支援等について検討する必要がある。

**4 施策の特性・状況変化・住民意見等**

**① この施策の役割分担をどう考えるか(協働による市民と行政の役割分担)**

ア)行政の役割 (市がやるべきこと、県がやるべきこと、国がやるべきこと)	イ)市民(住民、事業所、地域、団体等)の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>■国⇒公有水域(海等)、国道等国有地の適切な管理。(美化活動、清掃)</li> <li>■県⇒公有水域(河川等)、県道等県有地の適切な管理。(同上)</li> <li>■市⇒市道等市有地の適切な管理。(同上)・市民の環境美化に関する意識の向上、普及啓発。(広報きりしま、有線放送、FMきりしま、ケーブルテレビ、講演会、研修会等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■市民⇒自分の家の周りの清掃。(道、水路も含めて)</li> <li>■地域⇒地域の美化活動の実践。(河川と道路のアダプト制度、公園の里親制度、用排水路の清掃等)</li> <li>■団体⇒ボランティア清掃活動の実施。(商工会議所の「こぎれい大作戦」、不法投棄の監視通報、空き缶拾い、河川と道路のアダプト制度等)</li> </ul>

**② 施策を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)はどのように変化しているか、更に今後どう変化するか?**

- 転勤による転入や学生の受け入れで、地域のルールになじまない住民が増えている。また、ライフスタイルの多様化により、市街地においては、活動が24時間に亘り、集合住宅が増えるなどの変化で、近隣住民間のトラブルが増加している。一方、市内全域において空き家などが増え、危険防止や景観面で生活環境の悪化が懸念されている。
- 河川については平成23年度から、道路については平成24年度からアダプト制度が導入され、地区自治公民館や自治会、ボランティア団体、事業者などと市が連携し、地域の美化活動が活発に行われるようになってきている。
- 平成27年10月から悪臭防止法に基づく規制地域を市内全域とし臭気指数規制を導入した。
- 平成28年度に、霧島市生活環境美化条例第8条に定める「ふれあいボランティアの日」を、「9月の第2土曜日」から「9月の第1日曜日」に改正した。

**③ この施策に対して市民(対象者、納税者、関係者等)、議会からどのような意見や要望が寄せられているか?**

- 野焼きの煙の臭いは洗濯物や部屋に染み付くので、法律において原則禁止とされているのだから適用除外であっても指導して欲しい。
- 野焼き、放置車両、雑草の繁茂、ペット(特に猫)等に関する規制を盛り込んだ条例を整備してほしい。
- 不法投棄が増加しているので、条例での規制や監視を強化してもらいたい。
- 建設現場や解体現場から発生する音がうるさい。
- 議会などから、空き地の雑草除去について、行政代執行を盛り込んだ条例整備の要望がある。

**5 施策の現状**

① 平成28年度施策の取組方針	② 平成28年度施策の取組方針の達成状況
<ul style="list-style-type: none"> <li>■環境パネル展の開催や出前講座の実施、環境美化推進員等の活動などを通し、生活環境に関する市民意識の向上を図る。</li> <li>■寄せられた苦情や相談のうち、地域で解決すべき問題については、解決に向けた地域住民の取組を支援し、また、それ以外のものについては関係者や関係機関と連携して、問題解決に取り組む。</li> <li>■広報誌やホームページなどでアダプト制度への参加を呼びかけ、地区自治公民館や自治会、各種団体等による美化活動を支援する。</li> <li>■地域の美化活動について、参加者数の減少などの課題解決に取り組む地区自治公民館や自治会を、環境保全協会とも連携しながら支援する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■市民の環境衛生に関する意識を高めるための啓発活動として、6月の環境月間に環境衛生に関するパネル展の開催や出前講座の実施、また69名の環境美化推進員の活動により、生活環境美化への意識向上が図られた。一方、市民及び事業者の環境美化に関する意識の啓発を図り、清潔できれいな住みよいまちづくりの日常的な実践活動を促進するため、霧島市生活環境美化条例で定めた「ふれあいボランティアの日」を、児童・生徒を含む多くの方々に参加をお願いしたことから、登校日にあたる9月の第2土曜日から9月の第1日曜日に改正した。</li> <li>■寄せられた苦情や相談の解決については、地域の取組支援又は、関係者、関係機関と連携し問題解決に向けて適切に取り組んだ結果、「苦情相談対応に対する満足度」の実績値は9割を超え満足度の向上が図られた。</li> <li>■広報誌やホームページなどでアダプト制度への参加を呼びかけ、河川アダプト制度については、前年度より8団体多い137団体(活動面積245,320m<sup>2</sup>)、道路アダプト制度については、前年度より5団体多い64団体(活動距離64,736m)の登録があり、河川や道路の美化活動に積極的に取り組む登録団体の活動を支援し、生活環境の向上が図られた。</li> <li>■地域の美化活動については、積極的に美化活動に取り組む7地区自治公民館を環境美化モデル地区に指定し、報償費を支給することで取組を支援した。また、不法投棄ゴミ回収など環境保全協会と連携した取組も行い、生活環境の向上が図られた。</li> </ul>

**③ 平成28年度施策の目標値と実績値の比較**

- 目標達成 ◎ 105%以上
- 目標をほぼ達成 ○ 95%~105%未満
- 目標を未達成 △ 95%未満

平成28年度成果指標				
	目標値	実績値	達成率	結果
A	46.0	33.3	72%	△
B	74.0	68.2	92%	△
C				
D				
E				
F				

**④ 平成28年度施策の成果指標の達成状況及び要因**

- A 「生活環境が向上していると感じる市民の割合」は目標を達成することができなかった。しかしながら、「生活環境が維持されていると感じる市民の割合」は、81.5%を占めることから、市民の生活環境の変化に関する評価は悪くはないと考える。
- B 「美化活動に参加した市民の割合」は目標を達成することができなかった。その要因は、20代、30代の若い世代の参加率が低いと考える。

⑤基本事業の 目標達成度  (平成28年度目標と 実績との比較)	○=すべての目標値を達成 △=一部の目標値を達成 ×=すべての目標値を未達成			
	① 環境衛生の向上		○	⑤
	② 地域美化活動の促進		×	⑥
	③			⑦
	④			⑧

6 平成29年度の施策の取組方針 (昨年度マネジメントシートより)	7 平成30年度に向けた施策の課題・方向性
<p>■環境美化推進員等の活動を積極的に支援するとともに、推進員の資質向上を目的とした研修会の実施や環境パネル展の開催など市民意識の向上のための取組みを行う。</p> <p>■寄せられた苦情や相談のうち、地域で解決すべき問題については、解決に向けた地域住民の取組を支援し、また、それ以外のものについては関係者や関係機関と連携して、迅速に問題解決に取り組む。</p> <p>■広報誌やホームページ、FMきりしま、各種イベントにおいて環境美化に関する情報を発信するほか、ふれあいボランティアや花いっぱい運動、錦江湾クリーンアップ作戦などの美化活動への参加促進により、市民意識の高揚を図る。</p> <p>■地域の美化活動について、高齢化等による参加者数の減少などの課題解決に取り組む地区自治公民館や自治会を、環境保全協会とも連携しながら支援する。</p>	<p>■環境美化推進員等の活動を積極的に支援するとともに、推進員の資質向上を目的とした研修会の実施や環境パネル展の開催など市民意識の向上のための取組みを行う。</p> <p>■寄せられた苦情や相談のうち、地域で解決すべき問題については、解決に向けた地域住民の取組を支援し、また、それ以外のものについては関係者や関係機関と連携して、迅速に問題解決に取り組む。</p> <p>■広報誌やホームページ、FMきりしま、各種イベントにおいて環境美化に関する情報を発信するほか、ふれあいボランティアや花いっぱい運動、錦江湾クリーンアップ作戦などの美化活動への参加促進により、市民意識の高揚を図る。</p> <p>■地域の美化活動について、高齢化等による参加者数の減少などの課題解決に取り組む地区自治公民館や自治会を、環境保全協会とも連携しながら支援する。</p>

基本事業No.	2-2-1	基本事業名	環境衛生の向上	基本事業 主担当課	環境衛生課
---------	-------	-------	---------	--------------	-------

### 1 基本事業の目的、取組み方針

#### ①基本計画期間における取組み方針（総合計画書より）

- 苦情や相談の発生源に応じて、関係者と協力して処理を行い、地域の問題を住民自らが解決する取組みを支援する。
- 県等の関係機関、地域住民、事業所等と連携し、衛生的な生活環境の保持に努める。
- 市民の環境衛生に関する意識を高めるための啓発活動に努める。

②対象	・市民 ・事業者	③意図	・生活環境に関する問題が解決できる ・衛生的で安全な生活環境が保たれる
-----	-------------	-----	--

### 2 基本事業の指標等の推移

◎目標達成(105%以上) ○目標をほぼ達成(95%~105%未満) △目標を未達成(95%未満)

①成果指標名		単位	②成果指標の測定方法	③数値区分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度 (目標年度)
A	苦情相談対応に対する満足度(匿名等、満足度調査が行えない苦情相談は除く)	%	苦情処理報告書の集計	成り行き値	79.5	90.0	90.0	90.0	90.0	90.0
				目標値	90.0	91.0	92.0	93.0	94.0	95.0
				実績値	94.2	86.1	89.6	89.1	91.0	
				達成率	105%	95%	97%	96%	97%	
				結果	◎	○	○	○	○	
B	生活環境が維持又は改善されていると感じる市民の割合	%	市民意識調査	成り行き値	72.3	82.0	82.0	82.0	82.0	82.0
				目標値	85.0	85.0	85.0	85.0	85.0	85.0
				実績値	83.5	80.2	83.4	84.5	81.5	
				達成率	98%	94%	98%	99%	96%	
				結果	○	△	○	○	○	
C	苦情相談受付件数	件	苦情処理報告書の集計	成り行き値		670	670	670	670	670
				目標値		650	635	620	605	590
				実績値		571	591	575	600	
				達成率		112%	107%	107%	101%	
				結果		◎	◎	◎	○	

### 3 基本計画期間における基本事業の目標設定の根拠

- A 寄せられた苦情相談には迅速かつ適切に対応することにより、相談者の理解、納得をいただくことで満足度の向上を図り、95%を目標とする。  
 B これまで概ね目標を達成できているものの成果の向上割合は鈍化してきており、今後は大幅な成果の向上は望めない状況であるため、生活環境を改善または良好に保つ取組を継続することにより、前期で掲げた目標を達成し、それを維持し続けることを目指す。  
 C 市民の環境衛生に関する意識を高めるための啓発活動等を行うことにより、年間15件ずつ減らし590件を目標値とする。

### 4 平成28年度基本事業の取組方針

- 環境パネル展の開催や出前講座の実施、環境美化推進員等の活動などを通じ、環境衛生に関する市民意識の向上を図る。
- 寄せられた苦情や相談のうち、地域で解決すべき問題については、解決に向けた地域住民の取組を支援し、また、それ以外のものについては関係者や関係機関と連携して、問題解決に取り組む。
- 市民や事業所、関係団体、関係機関などと協力、連携し、環境美化活動を行うなど、衛生的な生活環境の保持に努める。

### 5 平成28年度基本事業の取組方針の達成状況

- 69名の環境美化推進員の活動や環境月間に環境衛生に関するパネル展を実施するなど環境美化のための啓発活動を行った結果、環境衛生に関する市民意識の向上が図られた。
- 寄せられた苦情や相談の解決については、地域の取組支援又は、関係者、関係機関と連携し問題解決に向けて適切に取り組んだ結果、「苦情相談対応に対する満足度」の実績値は9割を超え満足度の向上が図られた。
- アダプト制度や環境美化モデル地区の指定を通じて地区自治公民館や自治会、各種団体等と協力、連携して美化活動に取り組み、衛生的な生活環境が保持された。

### 6 平成28年度基本事業の成果指標の達成状況及び要因

- A「苦情相談対応に対する満足度」は概ね目標を達成できた。関係者や関係機関と連携して問題解決に迅速に取り組み、適切に対応している成果が出ていると考えている。  
 B「生活環境が維持又は改善されていると感じる市民の割合」は概ね目標を達成できた。実績値は、平成20年度以降、8割を超える状態で推移しており、現在取り組んでいることの成果が十分に出ていると考えている。  
 C「苦情相談受付件数」は概ね目標を達成できた。環境衛生に関する意識を高めるための啓発活動等に取組の成果が、市民の意識向上につながっていると考えている。

### 7 平成29年度基本事業の取組方針

- 環境美化推進員等の活動を積極的に支援するとともに、推進員の資質向上を目的とした研修会の実施や環境パネル展の開催など市民意識の向上のための取組を行う。
- 寄せられた苦情や相談のうち、地域で解決すべき問題については、解決に向けた地域住民の取組を支援し、また、それ以外のものについては関係者や関係機関と連携して、迅速に問題解決に取り組む。
- 市民や事業所、関係団体、関係機関などと協力、連携し、環境美化活動を行うなど、衛生的な生活環境の保持に努める。

### 8 平成30年度に向けた基本事業の課題・方向性

- 環境美化推進員等の活動を積極的に支援するとともに、推進員の資質向上を目的とした研修会の実施や環境パネル展の開催など市民意識の向上のための取組を行う。
- 寄せられた苦情や相談のうち、地域で解決すべき問題については、解決に向けた地域住民の取組を支援し、また、それ以外のものについては関係者や関係機関と連携して、迅速に問題解決に取り組む。
- 市民や事業所、関係団体、関係機関などと協力、連携し、環境美化活動を行うなど、衛生的な生活環境の保持に努める。

基本事業No.	2-2-2	基本事業名	地域美化活動の促進	基本事業主担当課	市民活動推進課
---------	-------	-------	-----------	----------	---------

**1 基本事業の目的、取組み方針**

- ①基本計画期間における取組み方針（総合計画書より）
- 市民や事業者等に対して、環境教育・環境学習の機会を創出し、市民等の環境保全意識の向上を図る。
  - 地域が一体となって美化活動を行うことができるように、環境美化意識が市民一人ひとりに浸透するような情報発信を行う。
  - アダプト(里親)制度などを活用して、各地域や市民団体等による美化活動を促進する。
  - 少子高齢化や過疎化の進行により、美化活動に支障が生じている地域の支援を検討する。

②対象	・市民 ・事業者	③意図	地域美化活動に取り組む
-----	-------------	-----	-------------

**2 基本事業の指標等の推移** ◎目標達成(105%以上) ○目標をほぼ達成(95%~105%未満) △目標を未達成(95%未満)

①成果指標名		単位	②成果指標の測定方法	③数値区分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度(目標年度)
A	美化活動参加者数の割合(年に数回)	%	市民意識調査	成り行き値	56.8	56.0	56.0	56.0	56.0	56.0
				目標値	60.0	59.0	60.5	62.0	63.5	65.0
				実績値	59.8	60.5	58.9	60.5	59.9	
				達成率	100%	103%	97%	98%	94%	
				結果	○	○	○	○	△	
B	美化活動参加者数の割合(月に数回以上)	%	市民意識調査	成り行き値	8.6	8.5	8.5	8.5	8.5	8.5
				目標値	10.0	9.0	9.5	9.5	10.0	10.0
				実績値	9.1	6.2	7.5	6.9	8.3	
				達成率	91%	69%	79%	73%	83%	
				結果	△	△	△	△	△	
C	美化活動に参加した延べ人数	人	ふれあいボランティアの日、錦江湾クリーンアップ作戦参加者	成り行き値	15,000	14,700	14,700	14,700	14,700	14,700
				目標値	16,300	15,000	15,300	15,600	15,900	16,300
				実績値	14,286	12,957	12,445	12,124	10,628	
				達成率	88%	86%	81%	78%	67%	
				結果	△	△	△	△	△	

**3 基本計画期間における基本事業の目標設定の根拠**

- A アダプト(里親)制度への登録や、ふれあいボランティアの日、錦江湾クリーンアップ作戦などの美化活動への参加を広く市民に啓発することにより参加者を増やし、65%を目指す。
- B 前期で掲げた10%の目標を達成できていないため、美化活動への参加促進等により、市民の環境保全意識の高揚を図り、前期と同じ10%を目標とする。
- C ふれあいボランティアの日、錦江湾クリーンアップ作戦への参加を広く呼び掛け、前期で掲げた目標値の達成を目指す。

**4 平成28年度基本事業の取組方針** **5 平成28年度基本事業の取組方針の達成状況**

<p>■広報誌やホームページ、FMきりしま、各種イベントにおいて環境美化に関する情報を発信するほか、ふれあいボランティアや花いっぱい運動、錦江湾クリーンアップ作戦などの美化活動への参加促進により、市民意識の高揚を図る。</p> <p>■河川や道路の美化活動に積極的に取り組む団体や事業者、地域の活動をアダプト制度で支援する。</p> <p>■地域の美化活動について、参加者数の減少などの課題解決に取り組む地区自治公民館や自治会を、環境保全協会とも連携しながら支援する。</p>	<p>■広報誌やホームページなどで、ふれあいボランティア(9,191人参加)や花いっぱい運動(240団体参加)、錦江湾クリーンアップ作戦(1,437人参加)への参加を呼びかけ、市民意識の高揚が図られた。また、市民及び事業者の環境美化に関する意識の啓発を図り、清潔できれいな住みよいまちづくりの日常実践活動を促進するため、霧島市生活環境美化条例で定めた「ふれあいボランティアの日」を、児童・生徒を含む多くの方々に参加をお願いしたいことから、登校日にあたる9月の第2土曜日から9月の第1日曜日に改正した。</p> <p>■河川アダプト制度については前年度より8団体多い137団体(活動面積245,320m<sup>2</sup>)、道路アダプト制度については前年度より5団体多い64団体(活動距離64,736m)の登録があり、河川や道路の美化活動に積極的に取り組む登録団体の活動を支援し、地域美化活動が促進された。</p> <p>■地域の美化活動については、積極的に美化活動に取り組む7地区自治公民館を環境美化モデル地区に指定し、報償費を支給することで取組を支援した。また、不法投棄ゴミ回収など環境保全協会と連携した取組も行い、地域美化活動が促進された。</p>
--	---

**6 平成28年度基本事業の成果指標の達成状況及び要因**

- A 「美化活動参加者数の割合(年に数回)」は目標を達成できなかった。年齢別で見ると、30歳代以下の若い世代の参加割合が低い状況にある。仕事等で美化活動に取り組む時間的な余裕がないためと考えられる。
- B 「美化活動参加者数の割合(月に数回以上)」は目標を達成できなかった。年齢別で見ると、60歳以上は高い状況にあり、50歳代以下は低い状況にある。仕事等で美化活動に取り組む時間的な余裕がないためと考えられる。
- C 「美化活動に参加した延べ人数」は目標を達成できなかった。錦江湾クリーンアップ作戦への参加者数は昨年度と同程度であったが、ふれあいボランティアの日の参加者数が減少したことが原因であり、これは、実施日が小中学校の土曜登校と重なっていたことなどが理由と考えられる。

**7 平成29年度基本事業の取組方針** **8 平成30年度に向けた基本事業の課題・方向性**

<p>■広報誌やホームページ、FMきりしま、各種イベントにおいて環境美化に関する情報を発信するほか、ふれあいボランティアや花いっぱい運動、錦江湾クリーンアップ作戦などの美化活動への参加促進により、市民意識の高揚を図る。</p> <p>■河川や道路及び海岸の地域の美化活動に積極的に取り組む団体や事業者の活動に対して、アダプト制度や海岸漂着物対策推進事業にて支援を行う。</p> <p>■地域の美化活動について、高齢化等による参加者数の減少などの課題解決に取り組む地区自治公民館や自治会を、環境保全協会とも連携しながら支援する。</p>	<p>■広報誌やホームページ、FMきりしま、各種イベントにおいて環境美化に関する情報を発信するほか、ふれあいボランティアや花いっぱい運動、錦江湾クリーンアップ作戦などの美化活動への参加促進により、市民意識の高揚を図る。</p> <p>■河川や道路及び海岸の地域の美化活動に積極的に取り組む団体や事業者の活動に対して、アダプト制度や海岸漂着物対策推進事業にて支援を行う。</p> <p>■地域の美化活動について、高齢化等による参加者数の減少などの課題解決に取り組む地区自治公民館や自治会を、環境保全協会とも連携しながら支援する。</p>
---	---